

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,097	1,965	貯金	1,574,727	1,605,089
預け金	934,067	923,096	当座貯金	10,618	18,332
系統預け金	914,661	906,948	普通貯金	17,902	5,816
系統外預け金	19,405	16,147	貯蓄貯金	31	37
金銭の信託	40,840	34,711	別段貯金	13,619	11,646
有価証券	548,458	608,615	定期貯金	1,532,535	1,569,231
国債	9,656	12,966	定期積金	20	24
地方債	1,441	6,711	譲渡性貯金	10,779	24,259
社債	9,670	10,959	借入金	3,600	5,600
外国証券	59,283	76,008	代理業務勘定	0	0
受益証券	468,406	501,969	その他負債	4,078	1,381
貸出金	115,619	96,785	貸付留保金	-	130
手形貸付	298	296	未払法人税等	186	177
証書貸付	51,355	54,631	金融派生商品負債	961	140
当座貸越	26,657	5,373	仮受金	1,996	29
金融機関貸付	37,308	36,482	その他の負債	135	87
その他資産	2,938	2,700	未払費用	795	814
従業員貸付金	407	391	前受収益	2	1
差入保証金	1	81	諸引当金	3,371	3,273
仮払金	8	3	相互援助積立金	2,640	2,579
未収金	1,332	902	賞与引当金	60	58
その他の資産	268	252	退職給付引当金	633	609
未収収益	917	1,050	役員退職慰労引当金	36	26
前払費用	3	17	繰延税金負債	4,438	-
有形固定資産	1,471	1,487	債務保証	359	359
建物	407	421	負債の部合計	1,601,354	1,639,964
土地	1,045	1,045	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	18	20	出資金	43,010	43,010
無形固定資産	61	58	(うち後配出資金)	( 19,920 )	( 19,920 )
ソフトウェア	57	54	再評価積立金	3	3
その他の無形固定資産	3	3	利益剰余金	64,268	63,863
外部出資	76,114	76,118	利益準備金	30,755	29,955
系統出資	75,141	75,142	その他利益剰余金	33,513	33,908
系統外出資	913	915	経営安定化対策積立金	4,200	4,200
子会社等出資	60	60	特別積立金	23,390	23,390
繰延税金資産	-	570	当期末処分剰余金	5,922	6,317
債務保証見返	359	359	(うち当期剰余金)	( 3,090 )	( 3,737 )
貸倒引当金	△ 716	△ 70	会員資本合計	107,282	106,877
			その他有価証券評価差額金	15,258	983
			繰延ヘッジ損益	△ 2,585	△ 1,426
			評価・換算差額等合計	12,672	△ 443
資産の部合計	1,721,309	1,746,397	純資産の部合計	119,955	106,433
			負債及び純資産の部合計	1,721,309	1,746,397

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)
経	常 収 益	18,687	18,150
	資 金 運 用 収 益	11,580	9,255
	貸 出 金 利 息	922	917
	預 け 金 利 息	18	18
	有価証券利息配当金	6,076	3,265
	そ の 他 受 入 利 息	4,563	5,054
	(うち受取奨励金)	( 4,484 )	( 4,523 )
	(うち受取特別配当金)	( 75 )	( 528 )
	役 務 取 引 等 収 益	1,043	1,063
	受 入 為 替 手 数 料	28	29
	その他の受入手数料	1,014	1,033
	その他の役務取引等収益	0	0
	そ の 他 事 業 収 益	4,677	6,913
	受 取 出 資 配 当 金	1,069	1,071
	受 取 助 成 金	10	9
	国債等債券売却益	3,596	5,832
	そ の 他 経 常 収 益	1,385	918
	貸倒引当金戻入益	-	12
	金銭の信託運用益	1,351	875
	その他の経常収益	34	30
経	常 費 用	15,096	13,883
	資 金 調 達 費 用	8,013	8,212
	貯 金 利 息	31	32
	譲 渡 性 貯 金 利 息	3	3
	そ の 他 支 払 利 息	7,978	8,176
	(うち支払奨励金)	( 7,978 )	( 8,176 )
	役 務 取 引 等 費 用	1,141	1,146
	支 払 為 替 手 数 料	6	6
	その他の支払手数料	1,134	1,139
	そ の 他 事 業 費 用	3,171	2,385
	支 払 助 成 金	79	88
	国債等債券売却損	3,090	2,296
	金融派生商品費用	0	0
	経 費	1,998	2,032
	人 件 費	1,071	1,177
	物 件 費	841	778
	税 金	85	77
	そ の 他 経 常 費 用	772	107
	貸倒引当金繰入額	646	-
	相互援助積立金繰入額	61	61
	金銭の信託運用損	44	27
	その他の経常費用	20	18
経	常 利 益	3,590	4,266
特	別 利 益	0	0
	そ の 他 の 特 別 利 益	0	0
特	別 損 失	0	0
	固 定 資 産 処 分 損	0	0
	税 引 前 当 期 利 益	3,590	4,267
	法人税、住民税及び事業税	516	481
	法 人 税 等 調 整 額	△ 16	48
	法 人 税 等 合 計	499	529
	当 期 剰 余 金	3,090	3,737
	当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,831	2,580
	当 期 未 処 分 剰 余 金	5,922	6,317

## 経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度	令和 4 年度
人 件 費	1,071	1,177
役員報酬	70	70
給料手当	769	835
うち賞与引当金繰入額	60	58
福利厚生費	169	178
退職給付費用	51	83
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費	841	778
事業推進費	54	51
債権管理費	2	1
旅費交通費	26	15
業務費	494	440
負担金	103	103
施設費	157	162
雑費	1	2
税 金	85	77
合 計	1,998	2,032



## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,590	4,267
減価償却費	47	47
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	646	△ 12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	24	△ 103
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	73	46
資金運用収益	△ 11,580	△ 9,255
資金調達費用	8,013	8,212
有価証券関係損益 (△は益)	△ 505	△ 3,536
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 1,306	△ 848
為替差損益 (△は益)	△ 782	△ 1,389
貸出金の純増 (△) 減	△ 18,834	△ 3,258
預け金の純増 (△) 減	△ 6,000	51,000
貯金の純増減 (△)	△ 43,841	△ 45,498
借入金の純増減 (△)	△ 2,000	△ 3,400
資金運用による収入	13,015	10,343
資金調達による支出	△ 8,031	△ 8,239
事業分量配当金の支払額	△ 1,882	△ 1,920
その他	1,611	△ 143
小 計	△ 67,742	△ 3,689
法人税等の支払額	△ 507	△ 535
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 68,249	△ 4,224
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 60,284	△ 69,420
有価証券の売却による収入	39,074	38,193
有価証券の償還による収入	100,776	34,850
金銭の信託の増加による支出	△ 5,823	△ 5,512
金銭の信託の減少による収入	445	△ 27
固定資産の取得による支出	△ 33	△ 40
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,155	△ 1,955
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	5,102	△ 6,983
VI 現金及び現金同等物の期首残高	50,027	57,010
VII 現金及び現金同等物の期末残高	55,130	50,027

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	5,922	6,317
2 剰余金処分量	3,247	3,485
(1) 利益準備金	700	800
(2) 任意積立金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事業分量配当金	1,744	1,882
3 次期繰越剰余金	2,675	2,831

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和5年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%  
令和4年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和5年度ネット定期貯金平均残高に対して  
0.100% 1,542百万円  
0.0131% 202百万円 (令和5年度特別措置)

令和4年度ネット定期貯金平均残高に対して  
0.100% 1,580百万円  
0.0127% 200百万円 (令和4年度特別措置)  
0.0064% 101百万円 (令和4年度特別措置)

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認められた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

## 注記表

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</li> <li>b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</li> <li>c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。</li> <li>d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況であると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。</li> <li>e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。</li> </ul> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。</p>	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項目	注記事項																		
<p>1 重要な会計方針にかかるとする事項に関する注記</p>	<p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>																		
<p>2 会計上の見積りに関する注記</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 716百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔(8)引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>																		
<p>3 貸借対照表に関する注記</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,299百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="454 1176 1212 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>0百万円</td> <td>一百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、330百万円であります。</p> <p>(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="454 1478 1077 1624"> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>690 百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>693 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和5年度末残高はありません。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	0百万円	一百万円	0百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3 百万円	危険債権額	690 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	693 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	0百万円	一百万円	0百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3 百万円																		
危険債権額	690 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	693 百万円																		

項 目	注 記 事 項														
3 貸借対照表に関する注記	<p>(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は63,771百万円であります。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。</p>														
4 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>339百万円</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引高</td> <td>339 〃</td> </tr> <tr> <td>  うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	339百万円	うち事業取引高	339 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	339百万円														
うち事業取引高	339 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
5 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJAなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。</p> <p>有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。</p> <p>そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。</p> <p>また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p>														



項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	<p>(b) 為替リスクの管理            当社は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理            当社は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。            総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引            デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報            当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。            当社では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。            当社のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和6年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で16,401百万円であります。            なお、当社では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。            ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理            当社は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明            金融商品の時価の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項目	注記事項																																																														
5 金融商品に関する注記	<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>934,067 百万円</td> <td>933,649 百万円</td> <td>△417 百万円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>40,840 〃</td> <td>40,840 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  其他有価証券</td> <td>548,458 〃</td> <td>548,458 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>115,619 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>709 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>114,910 〃</td> <td>114,921 〃</td> <td>11 〃</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,638,275 〃</td> <td>1,637,869 〃</td> <td>△406 〃</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>1,585,506 〃</td> <td>1,584,666 〃</td> <td>△840 〃</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>1,585,506 〃</td> <td>1,584,666 〃</td> <td>△840 〃</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(961) 百万円</td> <td>(961) 百万円</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引計</td> <td>(961) 〃</td> <td>(961) 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。</p> <p>2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,779百万円を含めております。</p> <p>4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。</p> <p>市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。</p> <p>なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。</p> <p>相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。</p> <p>また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p>				貸借対照表計上額	時価	差額	預け金	934,067 百万円	933,649 百万円	△417 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	40,840 〃	40,840 〃	— 〃	有価証券				其他有価証券	548,458 〃	548,458 〃	— 〃	貸出金	115,619 〃			貸倒引当金	709 〃			貸倒引当金控除後	114,910 〃	114,921 〃	11 〃	資産計	1,638,275 〃	1,637,869 〃	△406 〃	貯金	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃	負債計	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(961) 百万円	(961) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(961) 〃	(961) 〃	— 〃
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																												
預け金	934,067 百万円	933,649 百万円	△417 百万円																																																												
金銭の信託																																																															
その他の金銭の信託	40,840 〃	40,840 〃	— 〃																																																												
有価証券																																																															
其他有価証券	548,458 〃	548,458 〃	— 〃																																																												
貸出金	115,619 〃																																																														
貸倒引当金	709 〃																																																														
貸倒引当金控除後	114,910 〃	114,921 〃	11 〃																																																												
資産計	1,638,275 〃	1,637,869 〃	△406 〃																																																												
貯金	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃																																																												
負債計	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃																																																												
デリバティブ取引																																																															
ヘッジ会計が適用されているもの	(961) 百万円	(961) 百万円	— 百万円																																																												
デリバティブ取引計	(961) 〃	(961) 〃	— 〃																																																												

項 目	注 記 事 項																																																																														
5 金融商品に関する注記	<p>【デリバティブ取引】</p> <p>デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レートなどが含まれております。</p> <p>③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非 上 場 株 式</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>組 合 出 資 金 等</td> <td>75,879百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。                  2. 当年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。                  3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。</p> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>934,067百万円</td> <td>— 百万円</td> <td>— 百万円</td> <td>— 百万円</td> <td>— 百万円</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,497 〃</td> <td>66,133 〃</td> <td>45,395 〃</td> <td>37,548 〃</td> <td>29,266 〃</td> <td>325,290 〃</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>16,497 〃</td> <td>66,133 〃</td> <td>45,395 〃</td> <td>37,548 〃</td> <td>29,266 〃</td> <td>325,290 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>43,541 〃</td> <td>14,791 〃</td> <td>12,235 〃</td> <td>7,380 〃</td> <td>8,505 〃</td> <td>29,165 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>994,105 〃</td> <td>80,925 〃</td> <td>57,630 〃</td> <td>44,929 〃</td> <td>37,771 〃</td> <td>354,455 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）26,001百万円については「1年以内」に含めております。                  また、期限のない劣後特約貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td>1,574,629百万円</td> <td>58百万円</td> <td>34百万円</td> <td>— 百万円</td> <td>4百万円</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td>10,779 〃</td> <td>— 〃</td> <td>— 〃</td> <td>— 〃</td> <td>— 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,585,408 〃</td> <td>58 〃</td> <td>34 〃</td> <td>— 〃</td> <td>4 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</p>		貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	235百万円	組 合 出 資 金 等	75,879百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	934,067百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	有価証券	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃	貸出金	43,541 〃	14,791 〃	12,235 〃	7,380 〃	8,505 〃	29,165 〃	合 計	994,105 〃	80,925 〃	57,630 〃	44,929 〃	37,771 〃	354,455 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,574,629百万円	58百万円	34百万円	— 百万円	4百万円	— 百万円	譲渡性貯金	10,779 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	合 計	1,585,408 〃	58 〃	34 〃	— 〃	4 〃	— 〃		
	貸借対照表計上額																																																																														
非 上 場 株 式	235百万円																																																																														
組 合 出 資 金 等	75,879百万円																																																																														
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																									
預け金	934,067百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円																																																																									
有価証券	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃																																																																									
その他有価証券のうち満期があるもの	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃																																																																									
貸出金	43,541 〃	14,791 〃	12,235 〃	7,380 〃	8,505 〃	29,165 〃																																																																									
合 計	994,105 〃	80,925 〃	57,630 〃	44,929 〃	37,771 〃	354,455 〃																																																																									
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																									
貯金	1,574,629百万円	58百万円	34百万円	— 百万円	4百万円	— 百万円																																																																									
譲渡性貯金	10,779 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃	— 〃																																																																									
合 計	1,585,408 〃	58 〃	34 〃	— 〃	4 〃	— 〃																																																																									
6 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。                  その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの</td> <td>債 券</td> <td>58,921 百万円</td> <td>47,501 百万円</td> <td>11,419 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>4,052 〃</td> <td>3,999 〃</td> <td>53 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>579 〃</td> <td>577 〃</td> <td>2 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>54,288 〃</td> <td>42,924 〃</td> <td>11,364 〃</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>281,660 〃</td> <td>253,893 〃</td> <td>27,766 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>340,581 〃</td> <td>301,394 〃</td> <td>39,186 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの</td> <td>債 券</td> <td>21,130 百万円</td> <td>21,532 百万円</td> <td>△ 402 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>5,603 〃</td> <td>5,932 〃</td> <td>△ 329 〃</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>1,441 〃</td> <td>1,441 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>9,091 〃</td> <td>9,158 〃</td> <td>△ 67 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,994 〃</td> <td>5,000 〃</td> <td>△ 5 〃</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>186,746 〃</td> <td>206,075 〃</td> <td>△ 19,329 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>207,876 〃</td> <td>227,608 〃</td> <td>△ 19,732 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>548,458 〃</td> <td>529,003 〃</td> <td>19,454 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,388百万円を差し引いた金額14,065百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td>41,918百万円</td> <td>3,596百万円</td> <td>3,090百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>41,918 〃</td> <td>3,596 〃</td> <td>3,090 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債 券	58,921 百万円	47,501 百万円	11,419 百万円	国 債	4,052 〃	3,999 〃	53 〃	社 債	579 〃	577 〃	2 〃	その他	54,288 〃	42,924 〃	11,364 〃	その 他	281,660 〃	253,893 〃	27,766 〃		小 計	340,581 〃	301,394 〃	39,186 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	21,130 百万円	21,532 百万円	△ 402 百万円	国 債	5,603 〃	5,932 〃	△ 329 〃	地方債	1,441 〃	1,441 〃	— 〃	社 債	9,091 〃	9,158 〃	△ 67 〃	その他	4,994 〃	5,000 〃	△ 5 〃	その 他	186,746 〃	206,075 〃	△ 19,329 〃		小 計	207,876 〃	227,608 〃	△ 19,732 〃	合 計		548,458 〃	529,003 〃	19,454 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	41,918百万円	3,596百万円	3,090百万円	合 計	41,918 〃	3,596 〃	3,090 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																											
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債 券	58,921 百万円	47,501 百万円	11,419 百万円																																																																											
	国 債	4,052 〃	3,999 〃	53 〃																																																																											
	社 債	579 〃	577 〃	2 〃																																																																											
	その他	54,288 〃	42,924 〃	11,364 〃																																																																											
	その 他	281,660 〃	253,893 〃	27,766 〃																																																																											
	小 計	340,581 〃	301,394 〃	39,186 〃																																																																											
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	21,130 百万円	21,532 百万円	△ 402 百万円																																																																											
	国 債	5,603 〃	5,932 〃	△ 329 〃																																																																											
	地方債	1,441 〃	1,441 〃	— 〃																																																																											
	社 債	9,091 〃	9,158 〃	△ 67 〃																																																																											
	その他	4,994 〃	5,000 〃	△ 5 〃																																																																											
	その 他	186,746 〃	206,075 〃	△ 19,329 〃																																																																											
	小 計	207,876 〃	227,608 〃	△ 19,732 〃																																																																											
合 計		548,458 〃	529,003 〃	19,454 〃																																																																											
	売却額	売却益	売却損																																																																												
債 券	41,918百万円	3,596百万円	3,090百万円																																																																												
合 計	41,918 〃	3,596 〃	3,090 〃																																																																												

項 目	注 記 事 項																						
7 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;"></th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">取得原価</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">差額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">その他の金銭の信託</td> <td style="background-color: #ffffcc;">40,840百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">39,191百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">1,649百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">2,077百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">428百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債456百万円を差し引いた金額1,192百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>						貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	40,840百万円	39,191百万円	1,649百万円	2,077百万円	428百万円						
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																		
その他の金銭の信託	40,840百万円	39,191百万円	1,649百万円	2,077百万円	428百万円																		
8 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">609百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">51 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△27 〃</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">633 〃</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">633百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">633百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、98百万円となっております。</p>					期首における退職給付引当金	609百万円	退職給付費用	51 〃	退職給付の支払額	△27 〃			期末における退職給付引当金	633 〃	退職給付債務	633百万円			退職給付引当金	633百万円	簡便法で計算した退職給付費用	51百万円
期首における退職給付引当金	609百万円																						
退職給付費用	51 〃																						
退職給付の支払額	△27 〃																						
期末における退職給付引当金	633 〃																						
退職給付債務	633百万円																						
退職給付引当金	633百万円																						
簡便法で計算した退職給付費用	51百万円																						

項 目	注 記 事 項																																																		
9 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">101 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">175 /</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">16 /</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">731 /</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">31 /</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">9 /</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td style="text-align: right;">183 /</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">990 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">26 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">2,267 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△836 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">1,431 /</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△5,845 百万円</td> </tr> <tr> <td>外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△24 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△5,869 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△4,438 /</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.7 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.3 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△4.1 /</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△13.5 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">3.3 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2 /</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">13.9 /</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	101 百万円	退職給付引当金超過額	175 /	賞与引当金超過額	16 /	相互援助積立金超過額	731 /	未払事業税	31 /	役員退職慰労引当金超過額	9 /	支払奨励金の未払利息	183 /	繰延ヘッジ損益	990 /	その他	26 /	繰延税金資産小計	2,267 /	評価性引当額	△836 /	繰延税金資産合計 (A)	1,431 /	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△5,845 百万円	外債未収利息	△24 /	繰延税金負債合計 (B)	△5,869 /	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,438 /	法定実効税率 (調整)	27.7 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1 /	事業分量配当金	△13.5 /	評価性引当額の増減	3.3 /	その他	0.2 /	税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.9 /
繰延税金資産																																																			
貸倒引当金超過額	101 百万円																																																		
退職給付引当金超過額	175 /																																																		
賞与引当金超過額	16 /																																																		
相互援助積立金超過額	731 /																																																		
未払事業税	31 /																																																		
役員退職慰労引当金超過額	9 /																																																		
支払奨励金の未払利息	183 /																																																		
繰延ヘッジ損益	990 /																																																		
その他	26 /																																																		
繰延税金資産小計	2,267 /																																																		
評価性引当額	△836 /																																																		
繰延税金資産合計 (A)	1,431 /																																																		
繰延税金負債																																																			
その他有価証券評価差額金	△5,845 百万円																																																		
外債未収利息	△24 /																																																		
繰延税金負債合計 (B)	△5,869 /																																																		
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,438 /																																																		
法定実効税率 (調整)	27.7 %																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1 /																																																		
事業分量配当金	△13.5 /																																																		
評価性引当額の増減	3.3 /																																																		
その他	0.2 /																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.9 /																																																		
10 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60 百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">211 /</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td> <td style="text-align: right;">△11 /</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	211 /	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△11 /																																												
関連法人等に対する投資の金額	60 百万円																																																		
持分法を適用した場合の投資の金額	211 /																																																		
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△11 /																																																		
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																		

## 注記表

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</li> <li>・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。</li> </ul> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貸倒引当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</li> <li>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</li> <li>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>a 正常先 <ul style="list-style-type: none"> <li>業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</li> </ul> </li> <li>b 要注意先 <ul style="list-style-type: none"> <li>金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</li> </ul> </li> <li>c 破綻懸念先 <ul style="list-style-type: none"> <li>現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。</li> </ul> </li> <li>d 実質破綻先 <ul style="list-style-type: none"> <li>法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況であると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。</li> </ul> </li> <li>e 破綻先 <ul style="list-style-type: none"> <li>法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。</li> </ul> </li> </ol> <li>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</li> </ul> </li> <li>② 賞与引当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</li> </ul> </li> <li>③ 退職給付引当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</li> </ul> </li> <li>④ 役員退職慰労引当金 <ul style="list-style-type: none"> <li>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。</li> </ul> </li> </ol>	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとする事項に関する注記	<p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>																		
2 会計方針の変更に関する注記	<p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。</p> <p>これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>																		
3 会計上の見積りに関する注記	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 70百万円</p> <p>② 識別した項目にかかるとする重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」 「(8) 引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>																		
4 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,271百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="454 1377 1197 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>2百万円</td> <td>1百万円</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、374百万円であります。</p> <p>(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="454 1680 1069 1825"> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>62 百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>62 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円	危険債権額	62 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	62 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円																		
危険債権額	62 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	62 百万円																		

項目	注記事項														
4 貸借対照表に関する注記	<p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和4年度末残高はありません。</p> <p>(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,036百万円であります。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。</p>														
5 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>    うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td>    うち事業取引以外の取引高</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>    うち事業取引高</td> <td>294 〃</td> </tr> <tr> <td>    うち事業取引以外の取引高</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	— 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円	うち事業取引高	294 〃	うち事業取引以外の取引高	— 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	— 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円														
うち事業取引高	294 〃														
うち事業取引以外の取引高	— 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
6 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJAなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券などであり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べする方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。更に、定期的リスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。</p> <p>有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p>														



項目	注記事項
<p>6 金融商品に関する注記</p>	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理          当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。          そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。          金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。          また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理          当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理          当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。          総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引          デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報          当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。          当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。          当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で24,959百万円であります。          なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理          当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明          金融商品の時価の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項目	注記事項																																																														
6 金融商品に関する注記	<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>923,096 百万円</td> <td>923,031 百万円</td> <td>△64 百万円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    その他の金銭の信託</td> <td>34,711 〃</td> <td>34,711 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    その他有価証券</td> <td>608,615 〃</td> <td>608,615 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>96,785 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    貸倒引当金</td> <td>68 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    貸倒引当金控除後</td> <td>96,716 〃</td> <td>96,887 〃</td> <td>171 〃</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,663,139 〃</td> <td>1,663,246 〃</td> <td>107 〃</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>1,629,348 〃</td> <td>1,629,173 〃</td> <td>△175 〃</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>1,629,348 〃</td> <td>1,629,173 〃</td> <td>△175 〃</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(140) 百万円</td> <td>(140) 百万円</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引計</td> <td>(140) 〃</td> <td>(140) 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金24,259百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関などの第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティなどが含まれております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p>				貸借対照表計上額	時価	差額	預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃	有価証券				その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃	貸出金	96,785 〃			貸倒引当金	68 〃			貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃	資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃	貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																												
預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円																																																												
金銭の信託																																																															
その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃																																																												
有価証券																																																															
その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃																																																												
貸出金	96,785 〃																																																														
貸倒引当金	68 〃																																																														
貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃																																																												
資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃																																																												
貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																												
負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																												
デリバティブ取引																																																															
ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円																																																												
デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃																																																												

項 目	注 記 事 項																																																																																
6 金融商品に関する注記	<p>【デリバティブ取引】</p> <p>デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レートなどが含まれております。</p> <p>③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">非 上 場 株 式</td> <td style="text-align: right;">237百万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">組 合 出 資 金 等</td> <td style="text-align: right;">75,880百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。                  2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。</p> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">923,096百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">17,812 〃</td> <td style="text-align: right;">45,897 〃</td> <td style="text-align: right;">75,647 〃</td> <td style="text-align: right;">102,344 〃</td> <td style="text-align: right;">102,274 〃</td> <td style="text-align: right;">255,997 〃</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td style="text-align: right;">17,812 〃</td> <td style="text-align: right;">45,897 〃</td> <td style="text-align: right;">75,647 〃</td> <td style="text-align: right;">102,344 〃</td> <td style="text-align: right;">102,274 〃</td> <td style="text-align: right;">255,997 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">23,816 〃</td> <td style="text-align: right;">15,504 〃</td> <td style="text-align: right;">11,418 〃</td> <td style="text-align: right;">8,173 〃</td> <td style="text-align: right;">5,945 〃</td> <td style="text-align: right;">31,926 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">964,725 〃</td> <td style="text-align: right;">61,402 〃</td> <td style="text-align: right;">87,066 〃</td> <td style="text-align: right;">110,517 〃</td> <td style="text-align: right;">108,220 〃</td> <td style="text-align: right;">287,923 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）3,778百万円については「1年以内」に含めております。                  また、期限のない劣後特約付貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">1,581,001百万円</td> <td style="text-align: right;">24,036百万円</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td style="text-align: right;">24,259 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,605,261 〃</td> <td style="text-align: right;">24,036 〃</td> <td style="text-align: right;">43 〃</td> <td style="text-align: right;">7 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</p>	貸借対照表計上額		非 上 場 株 式	237百万円	組 合 出 資 金 等	75,880百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃	合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃				
貸借対照表計上額																																																																																	
非 上 場 株 式	237百万円																																																																																
組 合 出 資 金 等	75,880百万円																																																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																											
預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																											
有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																																											
その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																																											
貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃																																																																											
合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃																																																																											
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																											
貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																											
譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																											
合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃																																																																											
7 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。                  その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="background-color: #d9e1f2;">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">71,315 百万円</td> <td style="text-align: right;">61,542 百万円</td> <td style="text-align: right;">9,773 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td style="text-align: right;">2,029 〃</td> <td style="text-align: right;">1,986 〃</td> <td style="text-align: right;">42 〃</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td style="text-align: right;">499 〃</td> <td style="text-align: right;">494 〃</td> <td style="text-align: right;">5 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td style="text-align: right;">3,444 〃</td> <td style="text-align: right;">3,393 〃</td> <td style="text-align: right;">51 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">65,341 〃</td> <td style="text-align: right;">55,667 〃</td> <td style="text-align: right;">9,673 〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">267,341 〃</td> <td style="text-align: right;">252,938 〃</td> <td style="text-align: right;">14,403 〃</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">338,657 〃</td> <td style="text-align: right;">314,480 〃</td> <td style="text-align: right;">24,176 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="background-color: #d9e1f2;">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">35,330 百万円</td> <td style="text-align: right;">36,129 百万円</td> <td style="text-align: center;">△ 798 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td style="text-align: right;">10,937 〃</td> <td style="text-align: right;">11,079 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 142 〃</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td style="text-align: right;">6,212 〃</td> <td style="text-align: right;">6,453 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 241 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td style="text-align: right;">7,514 〃</td> <td style="text-align: right;">7,600 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 85 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,667 〃</td> <td style="text-align: right;">10,995 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 328 〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">234,627 〃</td> <td style="text-align: right;">257,499 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 22,872 〃</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">269,958 〃</td> <td style="text-align: right;">293,628 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 23,670 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">608,615 〃</td> <td style="text-align: right;">608,109 〃</td> <td style="text-align: center;">506 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記差額合計から繰延税金負債140百万円を差し引いた金額366百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">40,435百万円</td> <td style="text-align: right;">5,832百万円</td> <td style="text-align: right;">2,296百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">40,435 〃</td> <td style="text-align: right;">5,832 〃</td> <td style="text-align: right;">2,296 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円	国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃	地方債	499 〃	494 〃	5 〃	社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃	その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃	そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃	小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃	合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円	合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																													
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円																																																																													
	国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃																																																																													
	地方債	499 〃	494 〃	5 〃																																																																													
	社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃																																																																													
	その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃																																																																													
	そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃																																																																													
	小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃																																																																													
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円																																																																													
	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃																																																																													
	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃																																																																													
	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃																																																																													
	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃																																																																													
	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃																																																																													
	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃																																																																													
合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃																																																																													
	売却額	売却益	売却損																																																																														
債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円																																																																														
合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃																																																																														

項 目	注 記 事 項																		
8 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="443 331 1385 499"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>34,711百万円</td> <td>33,857百万円</td> <td>853百万円</td> <td>1,620百万円</td> <td>766百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債236百万円を差し引いた金額616百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>						貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの														
その他の金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円														
9 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1" data-bbox="539 875 1158 999"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>712百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>83 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△186 〃</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>609 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1" data-bbox="539 1048 1158 1115"> <tbody> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>609百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>609百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table border="1" data-bbox="603 1182 1082 1216"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>83百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法などを廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、116百万円となっております。</p>					期首における退職給付引当金	712百万円	退職給付費用	83 〃	退職給付の支払額	△186 〃	期末における退職給付引当金	609 〃	退職給付債務	609百万円	退職給付引当金	609百万円	簡便法で計算した退職給付費用	83百万円
期首における退職給付引当金	712百万円																		
退職給付費用	83 〃																		
退職給付の支払額	△186 〃																		
期末における退職給付引当金	609 〃																		
退職給付債務	609百万円																		
退職給付引当金	609百万円																		
簡便法で計算した退職給付費用	83百万円																		

項 目	注 記 事 項																																																																								
10 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>168</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>16</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>714</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>30</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td>7</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td>188</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td>546</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>1,685</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△716</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>969</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td>△376</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>  外債未収利息</td> <td>△22</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td>△399</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額 (A) + (B)</td> <td>570</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.7</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.3</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△3.5</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△12.2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>0.4</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>12.4</td> <td>〃</td> </tr> </table>	繰延税金資産			退職給付引当金超過額	168	百万円	賞与引当金超過額	16	〃	相互援助積立金超過額	714	〃	未払事業税	30	〃	役員退職慰労引当金超過額	7	〃	支払奨励金の未払利息	188	〃	繰延ヘッジ損益	546	〃	その他	13	〃	繰延税金資産小計	1,685	〃	評価性引当額	△716	〃	繰延税金資産合計 (A)	969	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△376	百万円	外債未収利息	△22	〃	繰延税金負債合計 (B)	△399	〃	繰延税金資産の純額 (A) + (B)	570	〃	法定実効税率 (調整)	27.7	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5	〃	事業分量配当金	△12.2	〃	評価性引当額の増減	0.4	〃	その他	△0.3	〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4	〃
繰延税金資産																																																																									
退職給付引当金超過額	168	百万円																																																																							
賞与引当金超過額	16	〃																																																																							
相互援助積立金超過額	714	〃																																																																							
未払事業税	30	〃																																																																							
役員退職慰労引当金超過額	7	〃																																																																							
支払奨励金の未払利息	188	〃																																																																							
繰延ヘッジ損益	546	〃																																																																							
その他	13	〃																																																																							
繰延税金資産小計	1,685	〃																																																																							
評価性引当額	△716	〃																																																																							
繰延税金資産合計 (A)	969	〃																																																																							
繰延税金負債																																																																									
その他有価証券評価差額金	△376	百万円																																																																							
外債未収利息	△22	〃																																																																							
繰延税金負債合計 (B)	△399	〃																																																																							
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	570	〃																																																																							
法定実効税率 (調整)	27.7	%																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%																																																																							
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5	〃																																																																							
事業分量配当金	△12.2	〃																																																																							
評価性引当額の増減	0.4	〃																																																																							
その他	△0.3	〃																																																																							
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4	〃																																																																							
11 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td>60</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td>222</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td> <td>△17</td> <td>〃</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	222	〃	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17	〃																																																															
関連法人等に対する投資の金額	60	百万円																																																																							
持分法を適用した場合の投資の金額	222	〃																																																																							
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17	〃																																																																							
12 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																																								